

観光プロダクト開発促進補助金について

Q&A

令和8年6月1日

専門家

	質問	回答
1	HYPPの専門家によるアドバイスは、どのタイミングで行うか？	HYPPの専門家によるアドバイスは次の2種類あります。 ①申請前に行う、企画に対する事前アドバイス ヒアリングを申し込まれた後、事務局により設定します。 ②採択されたあと、企画に対するブラッシュアップのためのアドバイス。 採択後、中間報告、事業完了前には必ず、その他事業実施中に随時行います。
2	専門家のアドバイスは絶対聞かないといけないか。企画を変更して事業がうまくいかなかった場合、責任は取ってくれるか？	申請前に行う事前アドバイスは、企画が補助金の趣旨に沿っているものかを確認し、必要に応じたアドバイスを行います。専門家が趣旨に沿っていると判断した場合、補助金申請を行うことができますが、申請された企画が必ずしも採択される訳ではございません。 採択後のアドバイス業務は、ブラッシュアップを行うための顧客ニーズ等を取り入れたアドバイスのため、基本的には、アドバイスを受け、意見交換していただきたいと思っております。 また、売上が見込みを下回った等について、HITや専門家が経済的に支援することはありません。
3	専門家に対する費用は経費に含める必要はあるか？	専門家に対する費用は不要です。
4	事前ヒアリングではどのような内容をアドバイスするのか？	顧客視点の考え方に精通した専門家及び観光プロダクト開発の専門家の知見を基に、アドバイスを実施し、提案内容のブラッシュアップを行います。 なお、あくまでも企画に対するアドバイスをいたしますので、補助金申請書類の書き方等のアドバイスは行いません。
5	アドバイスは対面のみか。リモートなども可能か。	対面、リモート、電話、メールなど、相談内容に応じて専門家と調整をお願いいたします。

補助金交付の対象事業

	質問	回答
1	今回の補助金対象となるプロダクト開発事業は具体的にどのような取組か？	観光客が訪れたいくなるような魅力的で広域周遊に資する持続的な観光プロダクトの開発を行い、継続的に販売していく取り組みです。 新たな体験型ツアーの開発や、既存の観光プロダクトのブラッシュアップ等が想定されます。 単発のイベントの開催やお土産品の開発、環境整備、プロモーション活動を主たる内容とするものは対象外です。
2	イベントは今回の補助金の対象となるか？	単発のイベントは対象となりません。 継続して行う年間90日以上開催するイベントについては対象となりえます。
3	設備の導入更新・看板設置・パソコンやタブレットの購入導入、設置、は補助対象か？	原則、既存の備品と同等品の買い替え、汎用性のあるパソコン、タブレット、自動車等は対象外です。看板設置については、業務を行う上で必要かつ目的外使用にならないと認められる場合は、対象経費に含めることができます。
4	販売とあるが、環境整備ではだめなのか？	販売を伴うことが必要です。環境整備のみの実施は対象外となります。
5	従来から継続実施していた事業に係る経費は補助対象になるか？	従来からの事業をそのまま維持するためだけの経費は対象外です。 既存の観光プロダクトのブラッシュアップに係る経費については、補助対象となります。
6	既存の外国人向け観光プロダクトを国内向けに改良する場合、対象となるか？	対象となります。

7	<p>国などが別で実施する補助金との併用不可との事ですが、重複しない経費に関しても不可でしょうか？例えば建築、機械機器類の購入は国の補助金で、広告費は本補助金で、など</p>	<p>不可です。</p>
8	<p>「受入人数の最大が20名以上」とは、どのような基準を指しますか。</p>	<p>1回に受け入れることができる最大人数（最大催行人員）が20名以上であることを指します。最少催行人員は問いません。</p>
9	<p>「年間の催行日数の見込みが90日以上」とは、どのように判断しますか。</p>	<p>申請時点において、年間の催行日数が90日以上となる計画又は設定がなされていることを指します。このため、申請時点で実際の催行実績がない場合であっても、申請時に提出された事業計画書等に基づき、年間90日以上の催行が見込まれる場合は、本要件を満たすものとします。</p>

補助金交付の対象者

	質問	回答
1	2者が共同で事業を行う場合、2者にそれぞれ補助金が出るのか？	複数の共同事業である場合も1事業体とみなします。
2	事業ごとに申請してもよいか？	複数の事業を行う場合でも、1法人につき、1回限りの申請となります。
5	宗教法人は対象になるか？	補助対象者となります。

補助対象経費

	質問	回答
1	賃金は補助対象経費となるか？	補助対象経費にはなりません。
2	手土産や会食に係る費用は補助対象経費になるか？	手土産代や飲食費は交際費・接待費にあたるため、補助対象経費に該当しません。 ただし、モニターツアーの中で必要となる経費として食事を含む体験費などの費用は対象となります。
3	消費税・振込手数料は補助対象経費になるか？	補助対象経費にはなりません。
4	ホテルの朝食付きプランで、宿泊代と朝食代が分かれていない場合、補助対象となるか？	モニターツアー実施のための経費であれば対象となる場合があります。 詳細は担当者にお問い合わせください。
5	補助対象経費として認められるのは、いつの経費からですか？	交付決定日以降に契約、支出した経費から補助対象経費として認めます。
6	経費の算出において端数が生じる場合は？	1円未満の端数が生じる場合は、原則切り捨てによる経理計上としてください。
9	補助対象経費の備消耗品費とは？	耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の備品、並びに耐用年数1年未満または取得価格10万円未満の消耗品の購入に係る経費をいいます。消耗品費については補助事業開始時に必要となるもののうち、恒常的に発生しないものに限り対象とします。また、取得した設備は当該事業のみに使用しなければなりません。
10	補助対象経費の広報宣伝費とは？	観光プロダクトの販売に向けた広報に係る経費。具体的には、外部事業者が発行・運営している新聞・雑誌・WebやSNSへの広告に要する経費、広報のための写真や動画などの制作に要する経費などです。 名刺、クリアホルダー、記念品、ノベルティ等については、補助対象となりません。
11	既存のwebサイトからリンクさせる想定で、新規の特設ページを作るのも対象経費となりますか？	対象経費となります。
12	商品の開発費の中にパッケージ等のデザイン費用は含まれるか？	対象経費となります。
13	商品を予約するための予約システムの作成費用は対象になるか？	観光プロダクトの販売促進に係るものであれば、補助対象経費となります。
15	国内外問わず魅力発信のため、各地域で催しものへの出店などの経費、もしくは、空港や駅など公共施設でのPR活動に関する経費も補助金の対象として認められますか？	プロダクトを設定されたターゲット層に的確に販売するための広報に係る経費と認められるものは補助対象経費となります。 ただし旅費は補助対象外です。
16	建物や施設等の資産となるものは補助対象となるか？	補助対象科目、「施設整備・改修費」の内容に適していれば対象となります。 土地の購入に必要な経費は対象外です。
17	支払い方法は？	原則として口座振込による支払いとなります。経理処理等の都合上、現金、クレジットカードによる支払いも可能ですが、支払いの事実が証明できる資料が必要です。手形、小切手等での支払いは認められません。また、手数料は補助対象になりません。
18	消費税等は補助対象経費になるか？	消費税等は補助対象となりません。 なお、経費計算を簡便にするため、消費税を含めた支出の合計に10分の9を乗じて得た額を補助対象経費とします。
19	写真や動画撮影など販促ツールの作成費用は補助対象経費となるか？	対象経費となります。
20	HYPP以外の専門家やコンサルティングを受けるための費用は補助対象経費となるか？	なりません。

交付の決定

	質問	回答
1	採択の基準は？	一次審査は「プロダクトの内容」、「規模要件・運営体制」、「自立性・継続性・販売想定・申請額妥当性」、の審査項目に基づき審査します。二次審査は「プロダクトの内容」「規模要件・地域貢献性・主体性・実行意欲」「自立性・継続性・販売想定・申請額妥当性」の審査項目に基づき、採択を決定します。
2	交付の決定はどのように通知されるか？	交付の決定は、文書でその旨を通知します。なお、不採択の場合も、文書で通知しますが、審査内容については非公表です。

交付の条件・取下げ

	質問	回答
1	急遽補助事業を取りやめることになった場合、手続きが必要か？	申請後、交付決定までに取りやめることが決定した場合は、その旨を書面（任意様式）にて事務局に報告し、取下げ手続きを行う必要があります。なお、交付決定後に決定した場合も、中止(廃止)承認申請書（別記様式第3号）により補助事業の廃止を申請してください。
2	変更等承認申請書の届け出が必要となる場合は、どういう時か？	○補助事業計画書の内容変更（※軽微なものを除く） ※軽微なものとは、補助事業の目的達成に支障をきたす恐れのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合をいう。 ○補助事業に要する経費全体の20%を超える減少となる場合（基本的に増額は不可） ○補助対象経費の区分相互間において、低い額の20%を超える額を他費へ流用する場合 等 計画にないことを実施する際、計画にあることをやめる際は担当に事前に相談してください。
3	期間中の成果（売上）金額に何かベンチマークはあるか？	ありません。

交付申請手続等

	質問	回答
1	観光プロダクト開発後、状況報告はどのようにするか？	別記様式第5号による状況報告書を要領に記載のタイミングで提出してください。提出先などは交付決定後にお伝えします。
2	収支予算書や経費明細書の「支出の部」はどの程度記載する必要があるか？	特にルールは設けませんので、可能な範囲で記載してください。ただし、事業計画書の内容と関連しているということが分かるように記載してください。
3	申請段階では備品の見積書などは必要か？また精算の時には必要か？	申請段階で見積書等の提出をお願いします。精算時に領収書等の写し等の支出根拠書類の提出も必要です。
4	成果物(観光コンテンツ)を販売するにあたって制約はあるか？成果に応じて補助金返還は必要か？	令和14年3月31日までの販売が必要です。 利益があっても補助金の返還は不要です。
5	申請書提出から採択までに所要する時間は？	申請状況にもよりますが、申請月の翌月中には採択の決定を行う予定です。（例：6/10申請→7月中に決定）

補助金の交付

	質問	回答
1	補助金はいつ支払われるか。	原則、事業完了後の精算払です。 ただし、次の条件を満たす場合は、補助対象経費の全部又は一部について概算払を受けることができます。 ①補助事業の実施にあたり、交付額相当の自己資金が不足し、円滑な補助事業実施が見込めないこと。 ②補助事業の実施に必要な経費を支出するための契約行為がなされ、概算払を請求する額が適正であると認められること。
2	事業計画書に記載した誘客目標数を達成できなかった場合、補助金を返納しなければならないか？	補助金を返納する必要はありません。ただし、交付規程第17条に規定する交付決定の取り消しを受けた場合は、返納する必要がある場合があります。

その他

	質問	回答
1	補助金の予算額はいくらか？	総額2千万円です。
2	翌年度以降、採択された事業者へのフォローはあるか？	観光プロダクト販売開始後は、状況報告書を提出していただき、HITと事業者間で課題・問題点や情報を共有し、随時助言等を行います。 また、「Dive!Hiroshima」や「HYPP」のHPに掲載するなど、プロモーションの支援を行います。
3	国の補助金も申請していますが、両方受給することは可能か？	同一の内容の事業について、国や他の自治体等からの補助金を受給する場合は、当事業に応募することができません。 なお、本事業の交付決定後に他の補助金を受給している事実が判明した場合は、その決定を翻って取り消すとともに、すでに補助金を受給している場合は、その全額を返還していただきます。
4	1事業者1件の申請とあるが、A社が、申請者Bの開発プロダクトに携わる場合、A社自身は申請者として別件で申請可能か？	申請可能です。ただし、自ら事業主体として実施する事業の申請は1つのみとします。
5	テストマーケティングが必須となっているが、モニターツアーの規模（参加人数）や回数については決まっているか？	プロダクトの種類によって異なりますが、5～20人程度で実施されます。回数も定めはありませんが、客観的意見を受け、プロダクトをブラッシュアップするために必要な回数実施してください。
6	著作権はどうなるか？	原則、補助金の事業者に帰属します。